

表彰規則事務取扱規程

(昭和34年2月19日34人第22号)

(趣旨)

第1条 表彰規則(昭和34年長野県規則第6号。以下「規則」という。)の規定による表彰の実施については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(表彰状による表彰の基準)

第2条 規則第2条第1項の規定により表彰状を交付して行う表彰のうち、次の左欄に該当する表彰は、当該右欄に掲げるものについて行うものとする。

1 規則第2条第1項第3号	産業に25年以上従事し、その開発振興にすぐれた功績があったもの、または産業の開発振興に特にすぐれた功績があったもの。
2 規則第2条第1項第4号	(1) 次のいずれかに該当する者で、地方自治の振興にすぐれた功績があったもの。(次のアからウまでの職の在職期間については、相互に換算のうえ通算することができる。) ア 県又は市町村の議会の議員として20年以上在職した者 イ 市町村長として12年以上在職した者 ウ 市町村の常勤の職員として30年以上勤続した者 (2) 地方自治の振興に特にすぐれた功績があった者
3 規則第2条第1項第5号	私立の学校の経営に20年以上従事し、教育の振興にすぐれた功績があったもの。私立の学校の職員として30年以上勤続し、すぐれた功績があったもの、または教育の振興に特にすぐれた功績があったもの。
4 規則第2条第1項第6号	学術または芸術に関する発明、改良、創作等を行い文化の向上にすぐれた功績があったもの、または体育の向上にすぐれた功績があったもの。
5 規則第2条第1項第7号	消防団員として25年以上勤続し、または統計調査員として20年以上従事し、すぐれた功績があったもの、または消防もしくは水防に特にすぐれた功績があったもの。
6 規則第2条第1項第8号	社会福祉事業に20年以上従事し、すぐれた功績があったもの、または社会福祉事業に特にすぐれた功績があったもの。
7 規則第2条第1項第9号	公共土木施設の維持改善に20年以上尽力し、すぐれた功績があったもの。建設事業に25年以上従事し、すぐれた功績があったもの、または建設事業に特にすぐれた功績があったもの。
8 規則第2条第1項第10号	保健衛生の改善向上及び保健衛生事業に20年以上従事し、すぐれた功績があったもの、または保健衛生の改善向上に特にすぐれた功績があったもの。
9 規則第2条第1項第11号	勤労者として同一事業主体において30年以上業務に精励し、特にすぐれた功績があったもの。

(賞状による表彰の基準)

第3条 規則第3条第2項の規定により賞状を交付して行う表彰は、公私の団体の主催に係る競技会、共進会、品評会、展覧会、コンクールまたはこれらに類する催物において同項の規定に該当するものについて行うものとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付する賞状の数は、競技会、共進会等ごとに次のとおりとする。(同種のものが年2回以上開催される場合は、1回に限る。)ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(ロ) 規則第5条第1項の場合

A 功績調書	本籍、現住所、職名、氏名(ふりがな付)、生年月日、性行 功績事項(勤続年数及び具体的事実を詳細に記載)
B 履歴書	本籍、現住所、氏名(ふりがな付)、生年月日 学歴 職歴(就任、退任及びその年月日) 賞罰
C 遺族調書 (追彰の場合に限る。)	表彰を受けようとするものの氏名 遺族の本籍、現住所、氏名(ふりがな付)、生年月日、続柄

ロ 団体の場合

(イ)功績調書	事務所の所在地、団体の名称(ふりがな付) 功績事項(具体的事実を詳細に記載) その他参考となる事項
(ロ)団体調書	事務所の所在地、団体の名称(ふりがな付) 代表者の職及び氏名(ふりがな付) 団体の組織 団体の沿革の大要 事業内容 (定款または規約を添付する)

(2) 賞状または感謝状を交付して行う表彰の場合

イ 個人の場合(規則第3条第1項及び第4条)

調書	本籍、住所、職業、氏名(ふりがな付)、生年月日 賞状または感謝状の交付を必要とする理由(具体的に記載) 履歴(賞罰を含む。) その他参考となる事項
----	--

ロ 団体の場合(規則第3条第1項及び第4条)

調書	団体の所在地、名称(ふりがな付)、代表者の氏名(ふりがな付) 賞状または感謝状の交付を必要とする理由(具体的に記載) 団体の組織、沿革の概要、事業概要等 その他参考となる事項
----	--

ハ 競技会等の場合(規則第3条第2項)

開催計画調書	開催の趣旨 競技会または共進会等の名称 主催者の名称 開催の期日または期間及び場所 参加区域 出品物等の種目及びその見込件数
審査基準調書 賞状交付予定調書 参考資料	審査の基準及び方法 賞状の交付予定区分、枚数等

表彰規則

昭和34年2月19日 規則第6号

改正	昭和36年2月27日規則第2号	昭和37年1月15日規則第6号
	昭和39年4月16日規則第68号	昭和45年3月12日規則第10号
	昭和47年6月22日規則第31号	昭和60年11月14日規則第40号
	平成元年6月19日規則第28号	平成6年9月5日規則第34号
	平成14年2月18日規則第1号	平成15年2月10日規則第1号
	平成19年4月23日規則第25号	平成27年8月24日規則第46号
	令和6年3月25日規則第11号	

表彰規則を次のように制定する。

表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、知事が行う表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。

- (1) 自己の危険を顧みないで人命を救助したもの
- (2) 特に優れた善行があつて他の模範であるもの
- (3) 産業の開発振興に顕著な功績があつたもの
- (4) 地方自治の振興に顕著な功績があつたもの
- (5) 教育の振興に顕著な功績があつたもの
- (6) 学術、芸術、体育その他文化の向上に顕著な功績があつたもの
- (7) 消防、水防、統計の業務に顕著な功績があつたもの
- (8) 社会福祉の増進に顕著な功績があつたもの
- (9) 公共土木施設の維持改善に顕著な功績があつたもの
- (10) 保健衛生の改善向上に顕著な功績があつたもの
- (11) 勤労者として、その職務に精励し、他の模範であるもの
- (12) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて表彰することを適当と認めるもの

2 次に掲げる者は、前項の表彰を受けることができない。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が消滅した者を除く。)
- (2) 破産者であつて復権を得ない者

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和34年3月1日から施行する。
- 2 長野県表彰規則(昭和26年長野県規則第9号。以下「旧規則」という。)は廃止する。
- 3 旧規則の規定により表彰を受けた者は、この規則の相当規定により表彰を受けた者とみなす。
- 4 昭和39年に限り、第8条第1項本文中「5月3日」とあるのは「4月19日」とする。

追加〔昭和39年規則68号〕

附 則(昭和36年2月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年2月15日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年4月16日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年3月12日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月22日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年11月14日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月19日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月5日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月23日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月24日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月25日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。